

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 8 月 27 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 小 嶋 富 子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 9 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 9 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 10 月 1 日 午前 9 時 30 分 場 所 千葉地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 場 所 千葉地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 10 月 2 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 10 月 6 日 午後 4 時 30 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを 令和 7 年 8 月 27 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	10,060,000 8,048,000	一括	2,012,000	53,068	15,895
1	3,990,000				
2	6,070,000				



※11※

物 件 目 録

1 所 在 市原市西広四丁目
地 番 9 番 18
地 目 宅地
地 積 262.90 平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 市原市西広四丁目9番地18

家屋・番号 9 番 18

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 59.20 平方メートル
2階 48.85 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 59.20 平方メートル
2階 約52.15 平方メートル

共有者 B 持分8分の1

共有者 亡A相続財産 持分8分の4

共有者 亡C相続財産 持分8分の3



物 件 明 細 書

令和 6 年 10 月 4 日

千葉地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 齊 藤 なおこ

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」を御覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室等に、別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1 所 在 市原市西広四丁目
地 番 9 番 18
地 目 宅地
地 積 262.90 平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 市原市西広四丁目9番地18
家屋 番号 9 番 18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 59.20 平方メートル
2階 48.85 平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 59.20 平方メートル
2階 約52.15 平方メートル

共有者 B 持分8分の1
共有者 亡A相続財産 持分8分の4
共有者 C 持分8分の3



令和6年(ケ)第 116号
令和6年 7月10日受理
令和6年 9月19日提出

現況調査報告書

千葉地方裁判所

執行官 小 関 都 正 (印)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 所 在 市原市西広四丁目

地 番 9 番 18

地 目 宅地

地 積 262.90 平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 市原市西広四丁目9番地18

家屋 番号 9 番 18

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 59.20 平方メートル
2階 48.85 平方メートル

共有者 B 持分8分の1

共有者 亡A相続財産 持分8分の4

共有者 C 持分8分の3

(土地・建物用)

不 動 産 の 表 示	「物件目録」のとおり		
住 居 表 示	住居表示未実施		
土 地	物件 1		
現 況 地 目	☒ 宅地（物件 1 ） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ）		
形 状	☒ 地図（法第 1 4 条 1 項）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者らが本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
下記以外の建物 （目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	別紙記載のとおり		
建 物	物件 2		
種類、構造及び 床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☐ 構 造： ☒ 床面積：1 階 5 9 . 2 0 平方メートル 2 階 約 5 2 . 1 5 平方メートル		
物件目録にない 附 属 建 物	☒ ない ☐ ある { 種 類： 構 造： 床面積：		
占 有 者 及 び 占 有 状 況	☒ 建物共有者ら ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり		
上記以外の敷地 （目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）		
そ の 他 の 事 項	別紙記載のとおり		
執 行 官 保 管 の 仮 処 分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係概略図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1 土地（物件1）

- (1) 物件1の土地（以下「本件土地」という。）は、地図等に表示されているとおり旗竿状の形状をしており、その路地状部分の西側間口約2.4メートルが幅員約6メートルの前面道路に概ね等高に接面している地勢概ね平坦な土地で物件2の建物（以下「本件建物」という。）の敷地及び駐車スペースとして利用されている。

なお、東側隣地からは約4メートル程度高く、本件土地の東側の一部には法地を含んでいるものと思料される。

- (2) 本件土地は土地区画整理事業が施行された土地であり、路地状部分には白線が引かれて区分され、本件建物の宅地部分の東側隣地との境界付近には上記の高低差から間知ブロック擁壁があり、その余の境界付近にはブロック・フェンス等があつて区分されており、その形状は概ね地図のとおりと認められる。
- (3) 北東端に物置が存したが、基礎のないものであつたので動産と認めた。
- (4) 評価人によれば、本件土地は土砂災害警戒区域の指定があるとのことであり、また、東側隣地との上記高低差から千葉県建築基準法施行条例第4条（いわゆるがけ条例）の適用を受ける可能性があるとのことである。

2 建物（物件2）

- (1) 平成9年3月15日新築の建物である。
- (2) ダイニング・キッチンのフローリング材には経年による損耗に加え変色や表面の剥がれが見受けられ（写真⑧）、洗面脱衣室の内壁に傷があつた。
- (3) 2階和室の東側部分には、サンルームが増築されているものと認められた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ 亡■ A ■ 相続財産清算人 (債務者兼所有者)	物件2の建物（以下「本件建物」という。）には、本件建物共有者■ B ■が居住されていたので、私は鍵を所持していません。 なお、■ B ■は転居されていて、現在、本件建物には誰も居住していないと思います。
■ ■ C ■ (債務者兼所有者)	1 本件建物には、私の兄の■ B ■が居住していましたが、令和5年の暮れ頃に本件建物から転居しており、以後、誰も居住していません。 2 水回りでの問題はありません。 3 物件1の土地において、隣地との境界の問題ありませんでした。また、隣地との土地の利用についての取り決めありませんでした。

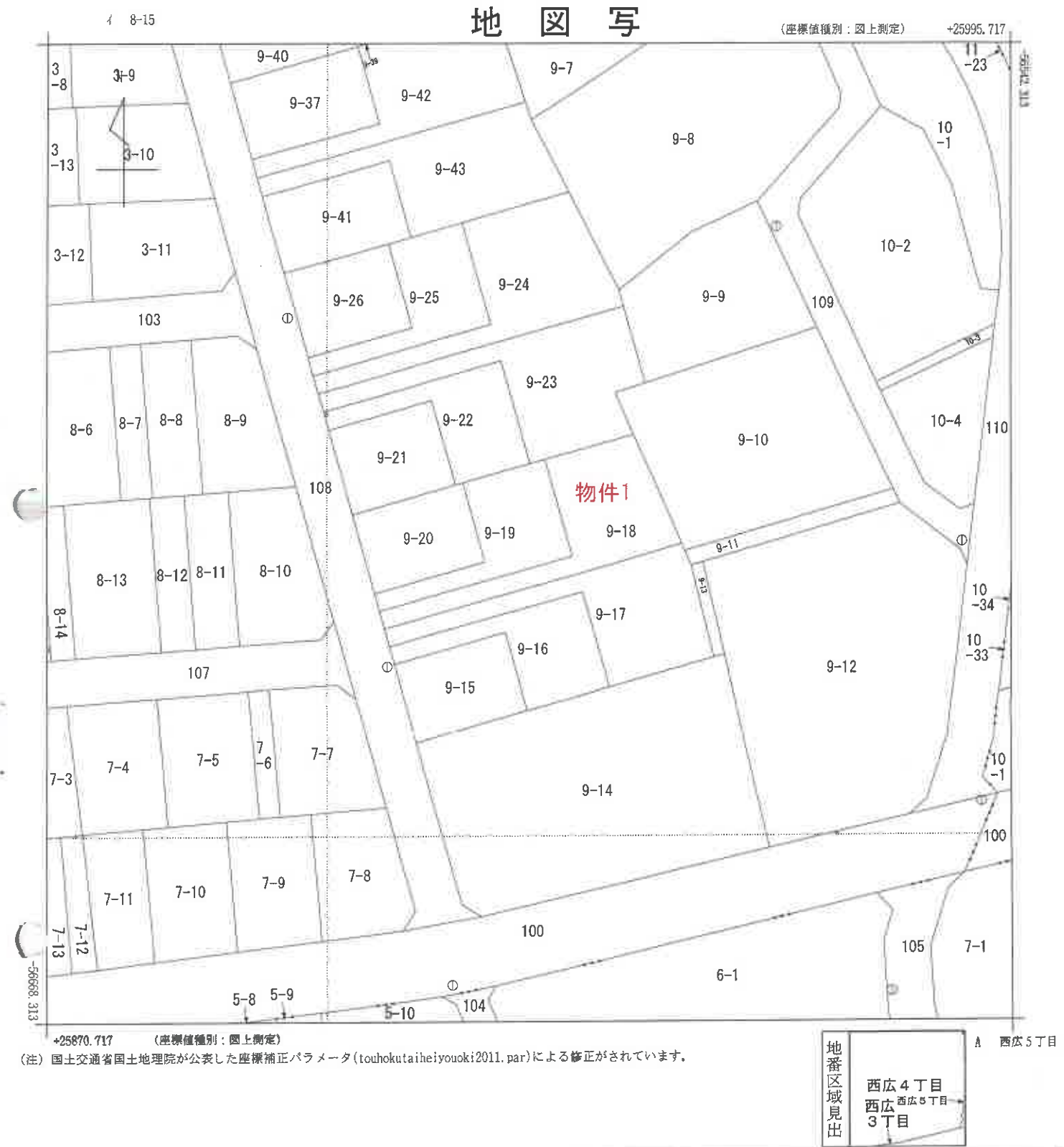
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和6年7月12日(金) 13:16-13:25	物件所在地	物件確認、外観撮影
令和6年7月16日(火) 16:29-16:34	執行官室	債務者兼所有者亡 [■] A [■] 相続財産清算人から聴取 (電話)
令和6年7月19日(金) 11:48-12:02	市原市役所	間取図及び換地図交付申請
令和6年8月6日(火)	執行官室	債務者兼所有者 [■] C [■] 宛て調査協力依頼書面送付 (特定記録郵便)
令和6年8月14日(水) 8:37-8:44	執行官室	債務者兼所有者 [■] C [■] から聴取(電話)
令和6年8月28日(水) 10:50-12:10	物件所在地	評価人と共に臨場、間取り等確認、写真撮影、概測
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 6 年 8 月 2 8 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐ 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

地図写



請求部分	所在地	市原市西広四丁目				地番	9番18		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲一	座標系番号又は記号	Ⅸ	分類	地図(法第14条第1項)国調法19-5指定	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成10年5月2日				備付年月日(原図)			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。本書面はA3判をA4判に縮小した

登記年月日：平成9年3月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年3月21日 千葉県地方務局市原出張所

登記官

本書面はA3判をA4判に縮小した

(7枚目)

請求番号：9-2

各階平面図

99428

9-18

家屋番号

431-1-18

建物図面

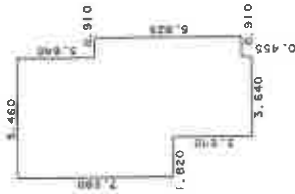
93.19

建物の所在

市原市西広域字上津台431-1
保留地 市原市国分寺台土地区画整理組合

市原市西広四丁目 9 番地 18

1 階



求積表

7.280	X	1.920	=	13.249600
10.920	X	3.640	=	39.748800
6.825	X	0.910	=	6.210750
合 計				59.209150
床面積				59.20 m ²

2 階

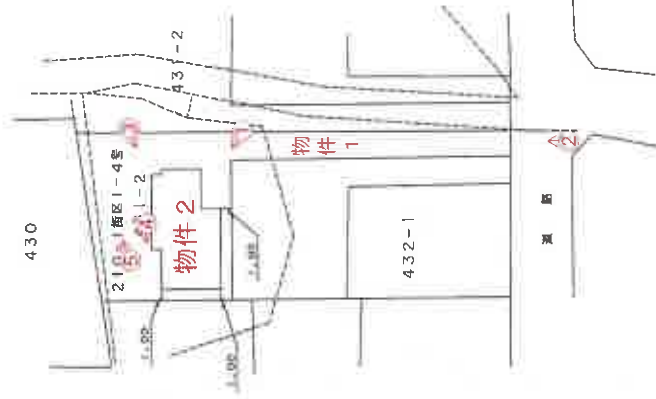


求積表

8.190	X	5.460	=	44.717400
4.550	X	0.910	=	4.140500
合 計				48.857900
床面積				48.85 m ²



(おは写真撮影位置及び方向)



作製者 土地家屋調査士

(平成 9 年)

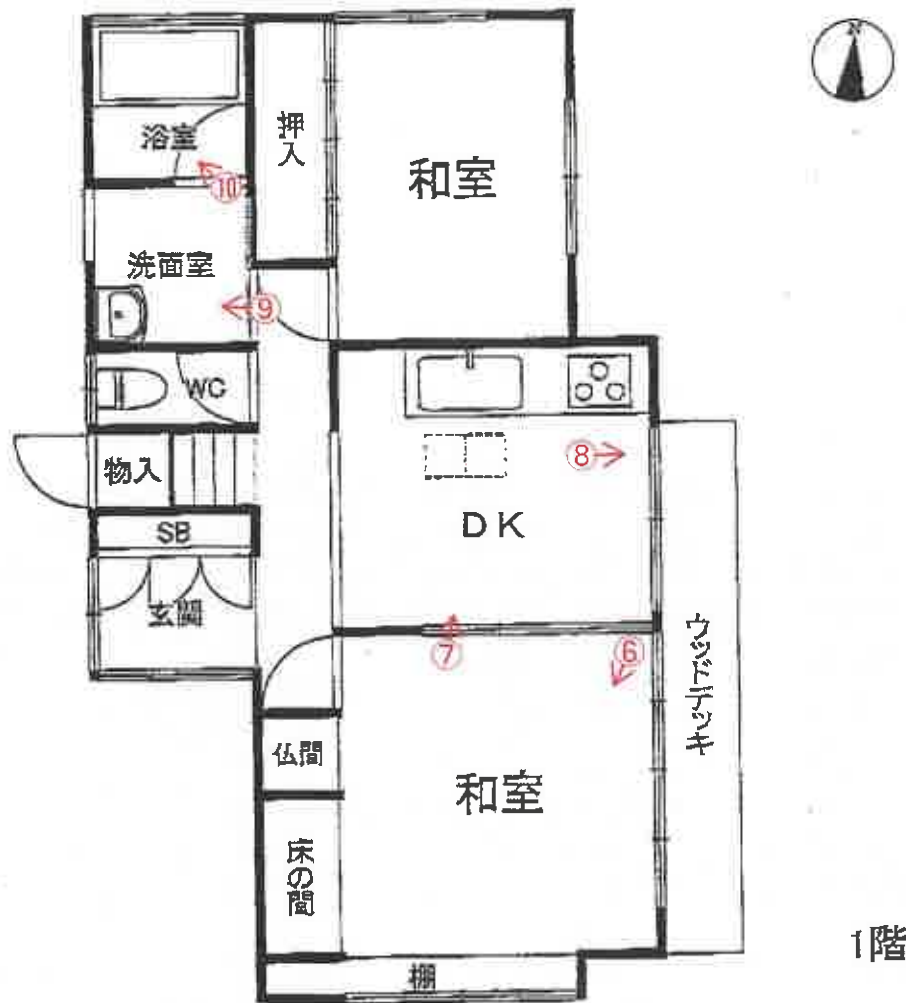
縮尺 1/250

(平作製)

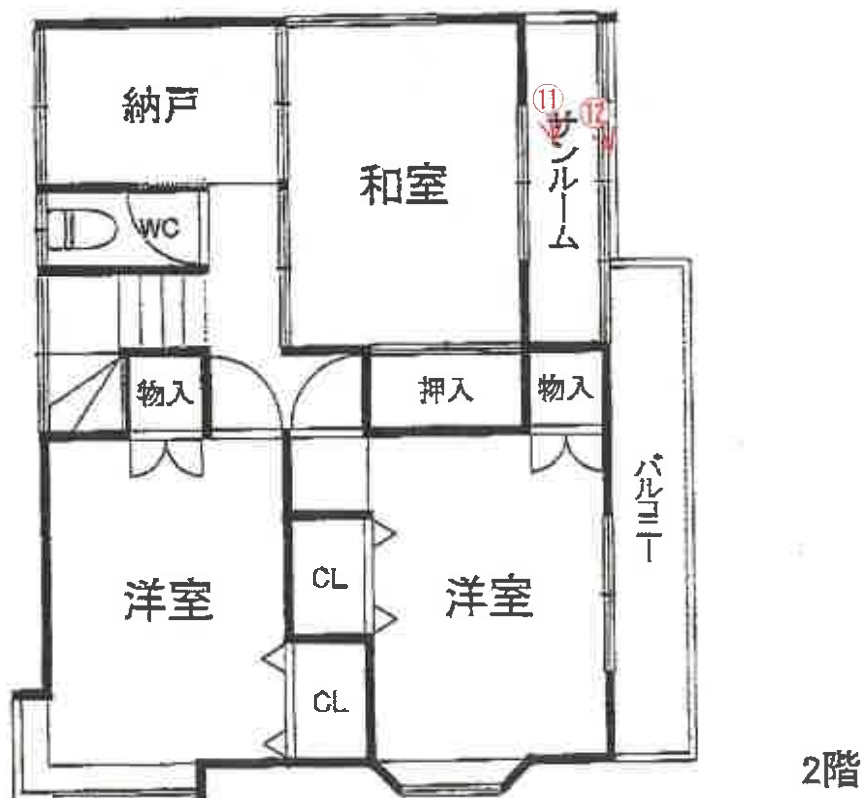
申請人

縮尺 1/500

間 取 図 評価人作成



(めは写真撮影位置及び方向)



①



②



③



物置(動産)

④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



令和6年（ケ）第116号

令和6年 8月28日 現地調査

令和6年 9月13日 評 価

第 6 - 21 号 発行番号

令和6年 9月19日 提 出 日

千葉地方裁判所

民事第四部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

竹 迫 守 夫

第1 評価額

一 括 価 格	
金 10,060,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 3,990,000円
物件2（建物）	金 6,070,000円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件価格は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合については担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番 号	所 在 等	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり。		同左
2	物件目録記載のとおり。		床面積 2階 約52.15平方メートル 住居表示：未実施
番 号	特 記 事 項		

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記と同じ。

物 件 目 録

1 所 在 市原市西広四丁目
地 番 9番18
地 目 宅地
地 積 262.90平方メートル

所有者 亡A相続財産

2 所 在 市原市西広四丁目9番地18
家屋 番号 9番18
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 59.20平方メートル
2階 48.85平方メートル

共有者 B 持分8分の1
共有者 亡A相続財産 持分8分の4
共有者 C 持分8分の3

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	小湊鐵道線「海士有木駅」の北西方約 1,330m（道路距離）・バス停「南国分寺台三丁目」の南東方徒歩 5・6 分程度。（別添「位置図」参照）		
付 近 の 状 況	幅員約 6m市道沿いに一般住宅が建ち並ぶ分譲住宅地域。地勢は起伏地。		
主 な 公 法 上 の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第一種低層住居専用地域	
	建 蔽 率	50％（指定）	
	容 積 率	100％（指定）	
	防 火 規 制	指定なし（22 条区域）	
	そ の 他 規 制	絶対高さ制限 10m・日影規制 4～2.5h / 1.5m	
画 地 条 件	形状（旗竿状の不整形）、地勢（東側隣接地より高い）、接道方位（西）、間口（約 2.4m）、奥行（約 41m）、地積 262.90 m ² （後記特記事項 3 参照）		
接 面 道 路 の 状 況	市道（2762 号線）、幅員（約 6m）、連続性（普通）、舗装（有）、歩道（無）、側溝（有）、高低差（ほぼ等高・市道は南方へ緩傾斜）		
	建築基準法上の種類	第 42 条 1 項 1 号該当	
	セットバック	不要	
	再建築の可否	可（ただし後記特記事項 2 参照）	
土地の利用状況等	物件 2 の建物の敷地として利用されていると認められる。		
供 給 処 理 施 設 （敷地内までの引き込みを基準に、引き込みが有る場合を「あり」、無い場合を「なし」とした。）	上 水 道	あり	
	ガス配管	あり	
	下 水 道	あり	
土 壌 汚 染 等	・ 土壤汚染対策法要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定はない。水質汚濁防止法に基づく特定事業場に該当しない。土地区画整理事業施行済みの個人住宅敷地であり、造成以前は個人宅・空地等であったと推定され、過去住宅地図においても土壤汚染を疑わせる徴表は認められなかった。 ・ 上記の経緯、過去住宅地図及び現地調査から、地下埋設物の存在を疑わせる徴表は認められなかった。 ・ 周知の埋蔵文化財包蔵地の指定はない。		
特 記 事 項	1. 土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊・箇所番号 I-151K2384・箇所名西広 3）の指定あり（ちば情報マップ・防災情報より）。 2. 東側隣接地より 4m程度高く境界付近に擁壁があり、以下の千葉県建築基準法施行条例第 4 条の適用を受ける可能性がある。高さ 2m以上のが		

けについては技術基準に適合した擁壁を設置しない場合は、がけの上にあつてはがけの下端から当該がけの高さの 1.5 倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物は再建築できない。同じくがけの下にあつてはがけの上端から当該がけの高さの 2 倍に相当する距離以内の場所に居室を有する建築物は再建築できないこととなる。土砂災害警戒区域内でがけに隣接することから、建替等にあたっては買受人において当該条例の適用等について調査及び市担当部署との協議を要する。なお、当該擁壁は平成 7 年に土地区画整理事業に伴い築造されたもので工作物の確認手続・検査済証の交付記録があるとのことである（市建築指導課にて聴取）。

3. 物件 1 を測量した地積測量図は法務局に備付がないが、平成 10 年 5 月 2 日付換地処分がなされた保留地であり、現況と公図（14 条地図）とに特段の齟齬は認められないことから現況と登記上の地積は概ね一致しているものと認められる。ただし東部に下り法面を含むため東側隣接地との境界は現認できなかった。なお、西側が路地状部分で市道に接する敷地であり、路地状部分は幅約 2.4m・延長約 26m。

2 建物の概況及び利用状況等（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建 築 年 月 日	平成9年3月15日（登記記載）
	経 過 年 数	約27年
	経済的残存耐用年数	約3年
仕 様	構 造	木造2階建
	屋 根	瓦葺
	外 壁	サイディングほか
	内 壁	ビニールクロスほか
	天 井	ビニールクロス・合板ほか
	床	フローリング、畳、CFシートほか
	設 備	浴室、キッチンセット、洗面室、トイレ等（上下水道、電気）
	その他	1階東側にウッドデッキあり
床面積（現況）	2階北東部のサンルーム部分が増築されていると認められる。 床面積 1階 59.20㎡ 2階 約52.15㎡ 延べ 約111.35㎡	
現況用途等	現況用途	居宅
	間取り	5DK+納戸+サンルーム（別添間取図参照）
品 等	中品等	
保守管理の状態	建物内部の劣化の程度はほぼ経年相応と認められるが、下記特記事項のとおり損傷がある。	
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。	
特記事項	1. 平成8年12月24日付第H08認建市原001739号で建築確認済証交付記録があるが検査済証の交付記録は確認できず建築基準法令適合性に疑義がある。 2. 1階北側・南側の和室の障子が破れているほか、1階洗面室の壁に破損がある。DK付近を中心に床に汚濁が認められる。雨漏り・漏水、設備の不具合等についての聴取は行えなかった。設備等の動作確認は行っていない。 3. 建物内に家財道具が残置されている。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ×エ=オ
1	64,100	(1-0.25)	262.90	(1-0.05)	12,007,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示等（市原（県）－24）

公示価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
61,500 円/㎡	×	100/100	×	100/101	×	100/95	=	64,100 円/㎡

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位格差を考慮。

◇地 域 格 差：公示地等は環境条件に劣る点を考慮した。

標準画地は、近隣地域において、土地の概況（間口、奥行、規模等）及び利用状況等が標準的な中間画地を想定した。

イ 個 別 格 差：路地状部分を含む旗竿状の不整形地であること、下り法面を含むこと、隣地との高低差等の減価要因を総合的に考慮。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的物件の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延べ面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格(円) (千円未満四捨五入) ア×イ×ウ=エ
2	200,000	111.35	0.14	3,118,000

ウ 現価率：築後経過年数約27年、経済的残存耐用年数約3年、残価率5%、耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を査定した。

現価率 = 定額法による率 × (1 - 観察減価率*)

= 0.15 × (1 - 0.05)

= 0.14

* -5%（保守管理の状況・建築基準法令適合性の疑義を考慮）

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、物件1の土地については物件2の建物のための土地利用権等価格を控除し、物件2の建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ア×イ＝ウ
1	12,007,000	0.50	法定地上権	6,004,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 （円） （1①オ, 1②エ） ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） （2①カ）イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	評 価 額 （円） （1 万円未満四捨五入） （7±イ）×ウ×エ×オ
1	12,007,000	－6,004,000		（1-0.05）	0.7	3,990,000
2	3,118,000	＋6,004,000		（1-0.05）	0.7	6,070,000
一 括 価 格（合 計）						10,060,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：土砂災害警戒区域の指定がある建物及びその敷地であり、市場流通性の劣る程度を総合的に考慮して減価を行った。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考資料

地価調査基準地価格（市原（県）－24）

所 在：市原市西広6丁目11番5

価 格：61,500円/㎡

位 置：「五井駅」の南東方約4.7kmに位置する。

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：232㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：東側幅員6m市道

用 途 指 定 等：市街化区域，第一種低層住居専用地域（建蔽率50%，容積率100%）

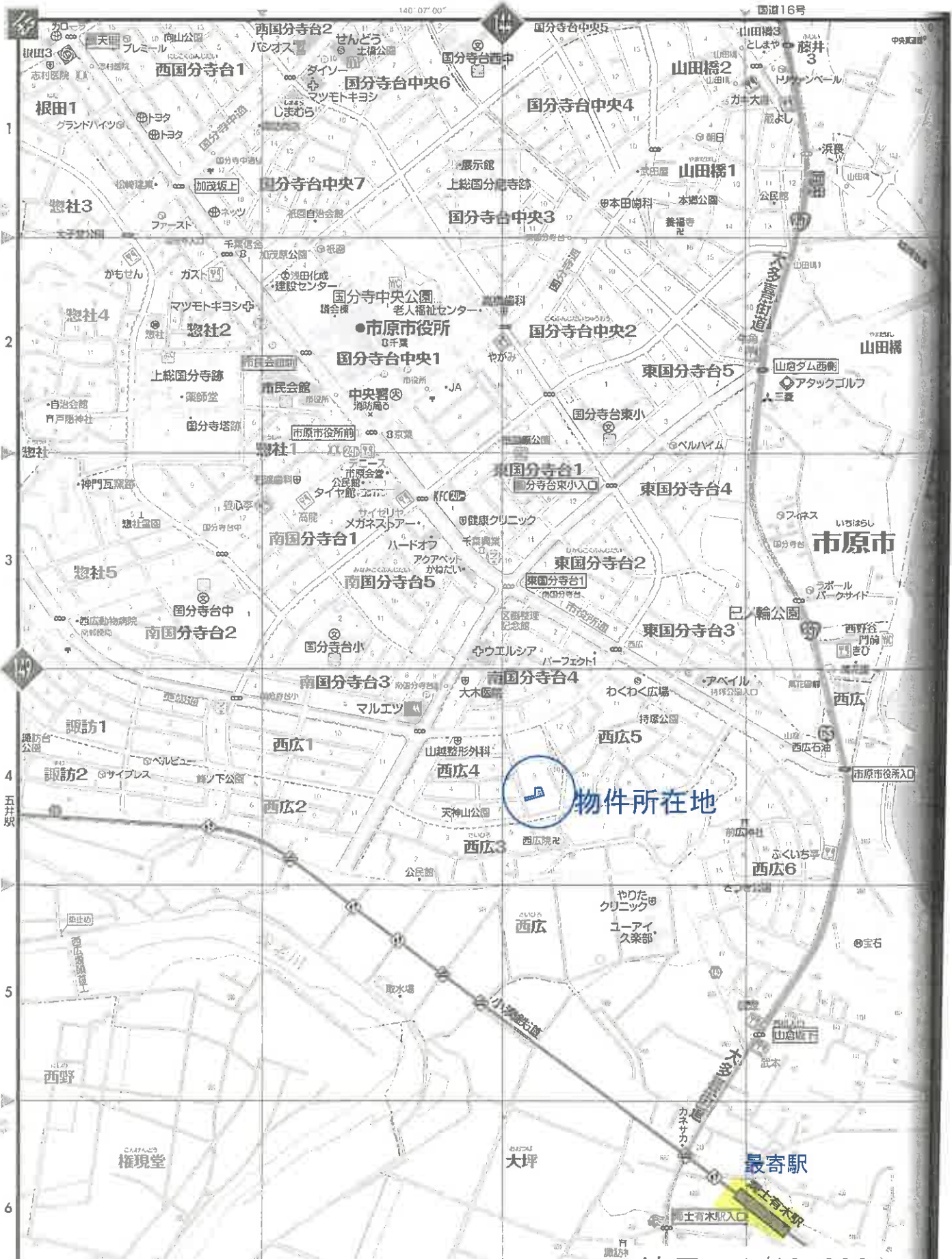
地 域 の 概 要：一般住宅が建ち並ぶ国道背後の区画整然とした住宅地域

第7 附属資料

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写
- 3 建物図面・各階平面図写
- 4 建物間取図

以 上

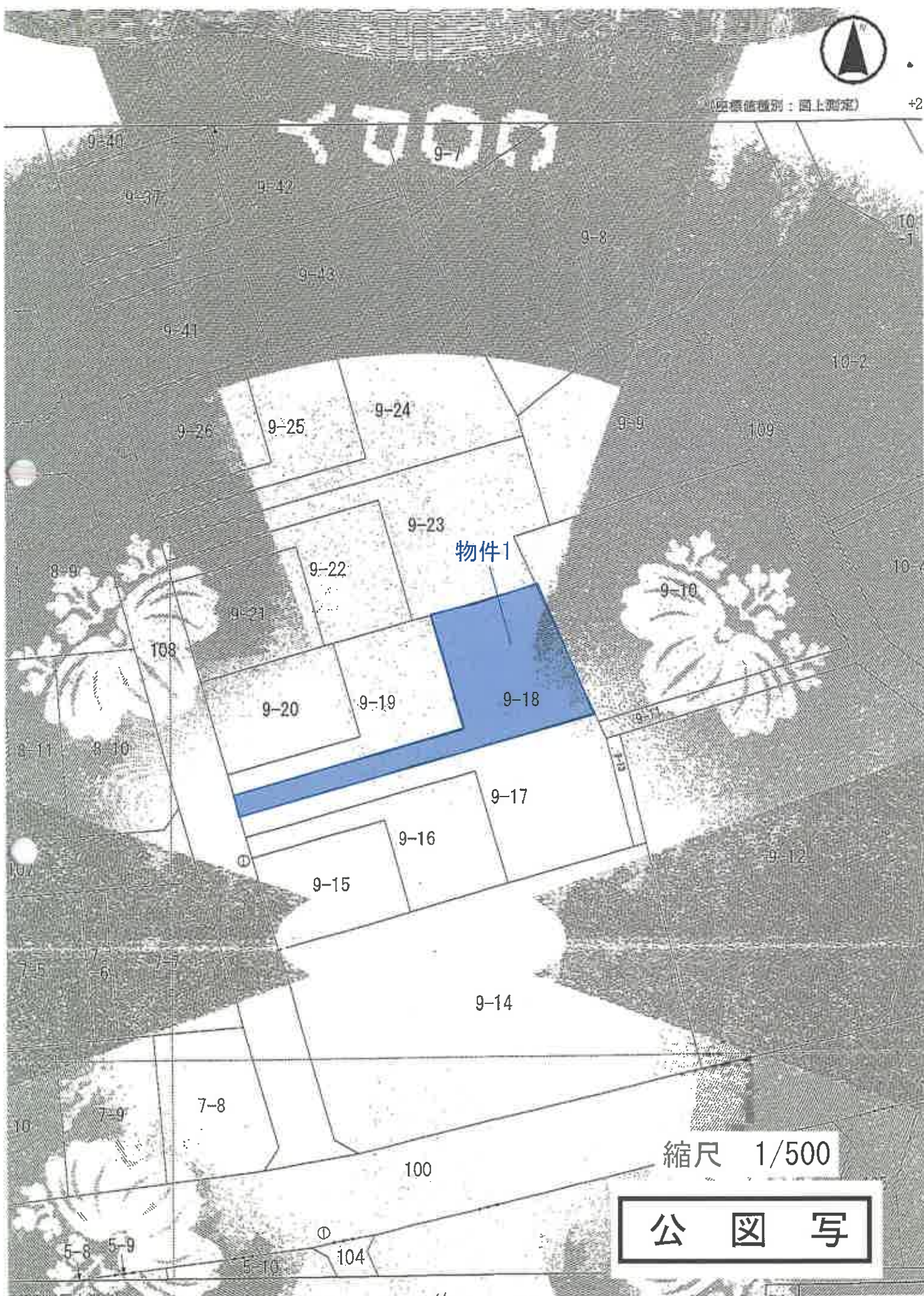
位置図





(座標値種別：図上測定)

+2



縮尺 1/500

公 図 写

登記年月日 平成25年11月14日

これは図面に記載されている内容に準拠し、千重堂を指します。
令和6年3月23日

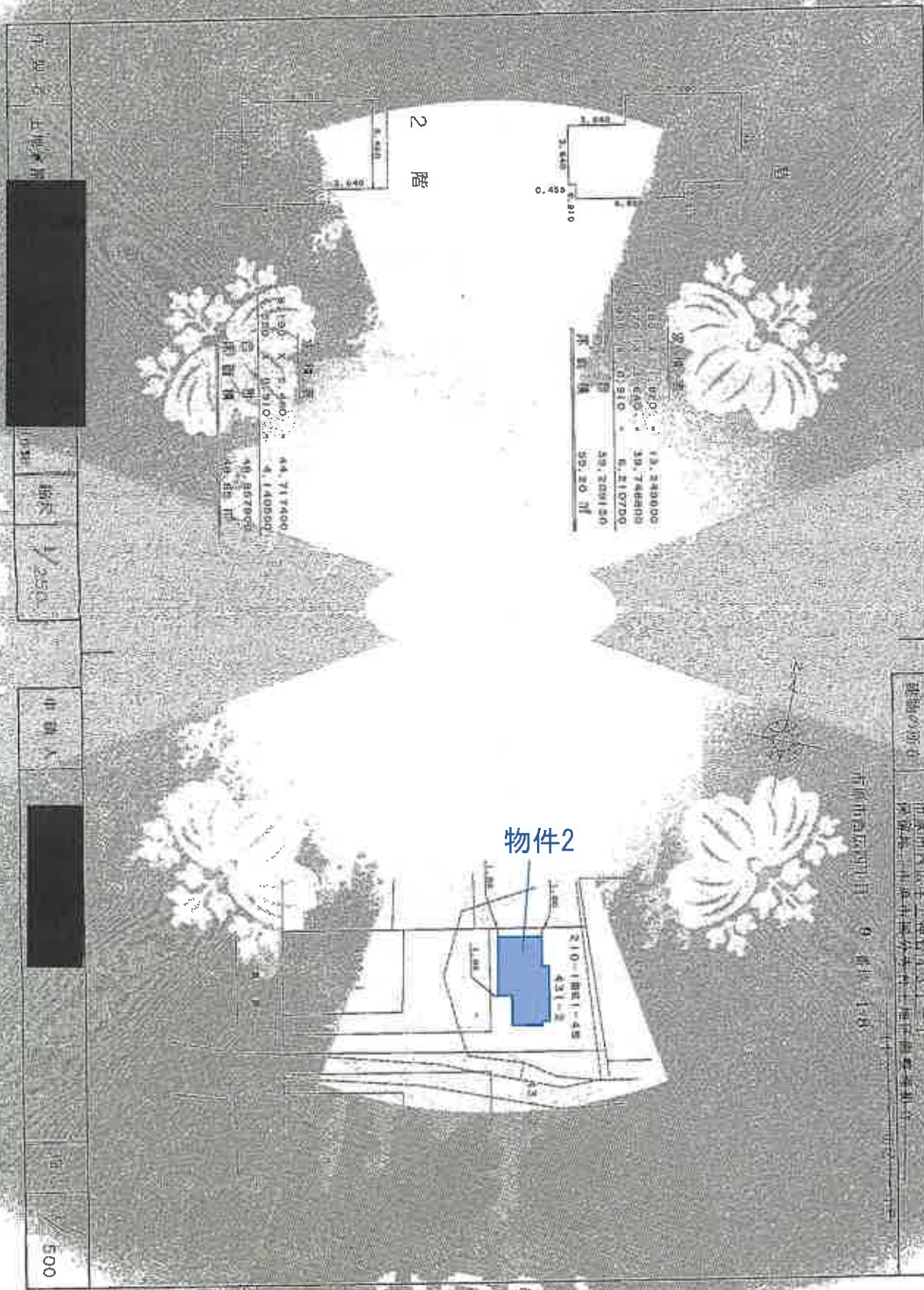
浴 階 平 面 図

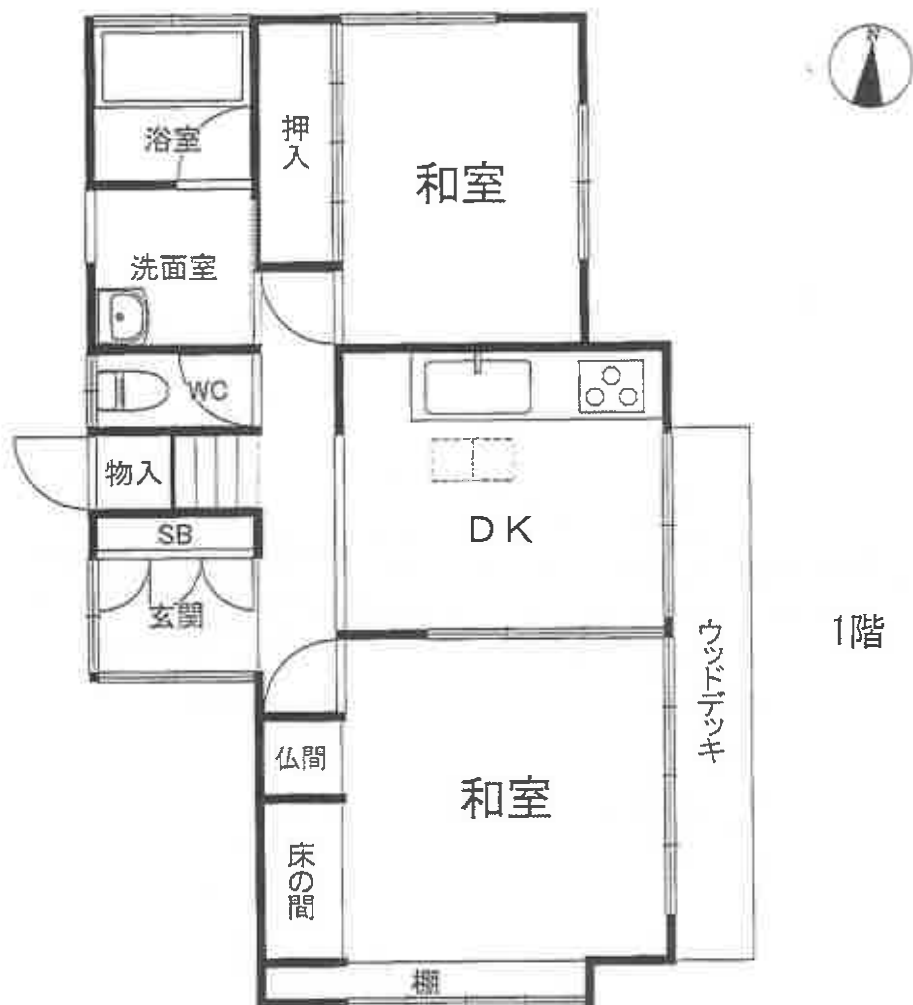
93428

家屋番号	9-18	建 物 図 面	9.3.19
建物の所在地	市街市八幡子上地区（八幡子） 市街市八幡子上地区（八幡子） 市街市八幡子上地区（八幡子）		

市街市八幡子上地区（八幡子） 9-18

物件2





間 取 図